

県南広域振興局長告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年7月17日

県南広域振興局長 細川 倫史

1 就任

(1) 理事

千葉 道 男 一関市花泉町永井字杉則106番地

(2) 監事

佐藤 春 雄 一関市花泉町油島字日向平64番地2

及川 善 喜 " " 涌津字向川98番地

及川 勝 " " 永井字鞍懸山163番地

2 退任

(1) 理事

大内 明 一関市花泉町永井字杉則207番地

(2) 監事

佐藤 春 雄 一関市花泉町油島字日向平64番地2

千葉 隆 之 " " 涌津字沼畑45番地

及川 勝 " " 永井字鞍懸山163番地